

## いわき市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

## 1 概要

- いじめ問題については、平成 23 年に滋賀県大津市で発生した自殺事案を契機とし、25 年に「いじめ防止対策推進法」として、対策が法制化され、いじめの「重大事態」に係る調査の規定がなされている。
- 本市では、法制化を踏まえ、昨年 4 月に、新たに「いわき市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例」を制定し、教育委員会では、第三者で構成する「①いわき市いじめ問題対策委員会」を、市長部局では、再調査が必要な場合に対応するため「②いじめ問題調査委員会」を設置することとしたところである。
- ①の対策委員会については、昨年 6 月に設置したところですが、重大事態が発生した場合、再調査を行うための市長部局の附属機関として、今回、②の調査委員会を設置するため、本年 2 月 8 日に委嘱状交付式を行い、委員の委嘱を行ったもの。  
(委嘱期間：平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日まで (2 年間))

## 2 委員構成 (5 名)

「いわき市いじめ問題調査委員会」については、教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者を委員とし、更に、客観的な調査を実施するため、市外委員を中心に構成している。

(五十音順)

専門分野	氏名	所属団体名
医療	石塚 尋朗	福島県医師会 (市外)
心理	熊坂 しのぶ	福島県臨床心理士会 (市内)
福祉	高瀬 芳子	福島県社会福祉士会 (市内)
法律	武村 陽	福島県弁護士会 (市外)
教育	茂呂 雄二	国立大学法人筑波大学 (市外)